

○ 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）等（附則第二十九条関係）

改正案	現行
○ 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）（定義） 第二条（略） 2～11（略） 12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。 13（略） ○ 会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号）（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度をいう。 四～九（略）	○ 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）（定義） 第二条（略） 2～11（略） 12 この法律において「事業年度」とは、別に定める場合を除く外、 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。 13（略） ○ 会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号）（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二（略） 三 事業年度 法人税法第一編第五章（事業年度）に規定する事業年度をいう。 四～九（略）

○ 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六 八（略）

○ 法人特別税法（平成四年法律第十五号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六 八（略）

○ 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）

○ 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）

（定義）

第四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六 八（略）

○ 法人特別税法（平成四年法律第十五号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六 八（略）

○ 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）

(定義) 第二条 (略) 2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。 三 十一 (略) 3 5 (略)	(定義) 第二条 (略) 2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。 三 十一 (略) 3 5 (略)
--	--